# 2025 年度ユネスコ協会 SDGs 活動助成 募集要項

# 【趣旨】

2015年に国連で採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」の達成目標年である 2030年まで残り 5年となりました。しかしながら、未だ達成できていない目標も多く、より一層、SDGs の達成に向け取り組む、市民に開かれた活動が重要となります。

また、日ユ協連ではユネスコ協会・クラブ(以下、ユ協)の青年層拡充や後継者育成の重要性を改めて 認識し、2025 年度はさまざまな支援施策を行う予定です。当助成もその支援施策のひとつです。

ユ協が持続性を持ち、活発に活動することが、ひいては SDGs の達成に貢献するという考えも反映し、 本年度の助成分野を構築しました。

なお、当助成は継続的な助成ではありません。次年度以降変更する可能性があります。

### <概要>

### 1. 【申請対象団体】

日本ユネスコ協会連盟の構成団体会員

(ユネスコ協会・ユネスコクラブおよび都道府県ユネスコ連絡協議会)

ただし、以下は対象外

- ① 2024年度「現況報告」未提出、または「構成団体会費」未納のユ協
- ② 2024 年度「ユネスコ協会 SDGs 活動助成 |報告書が締切期限内に未提出のユ協

# 2. 【対象事業(分野共通条件)】

・ユ協が主催者として実施する事業

(他団体に集めた募金を送金する、助成金を他団体に募金することは不可)

- ・市民に開かれた事業 (ユ協会員のみが参加できる事業ではないこと)
- ・SDGs17 の目標達成を意識した事業(事業実施の過程においても意識していること)

### 3. 【申請対象分野と助成額】

「分野 1~6」を合わせて総額 315 万円。

	分野	助成金額	概要
1	青少年対象事業	5 万円	青少年が対象、または青少年が中心となって実施する事業を対象
		(1事業)	とする。
2	複数ユ協共同事業	5 万円	複数のユ協が共同で実施する事業を対象とする。
		(1事業)	※1 事業に対し、複数ユ協の申請不可
3	UNESCO 事業への	5 万円	エコパーク、ジオパーク、世界遺産、創造未来都市、無形文化遺
	参画	(1事業)	産などの UNESCO の事業への参画、普及事業を対象とする。
4	会員拡充を目的と	最大5万円	会員拡充を目的とした施策における、ツール作成や HP の作成、
	した制作物	(1施策)	リニューアルの費用を対象とする。
5	わが町絵画展	50万円を申請	「わが町絵画展」の目的に沿って行っている事業を対象とする。
		ユ協数で分配	
6	ブロ研視察	最大5万円	2025、2026、2027 年度主管ユ協を対象に他ブロックの 2025 年
		(1 ユ協)	度のブロ研への参加を助成する。※申請期間、申請書別

※審査によって、減額、助成対象外になる可能性があります。

(事業内容が分野に当てはまらない、事業内容が本助成の主旨に合わない場合等)

## <分野の詳細>

各分野の助成対象を確認し、分野にあった事業を申請してください。どの分野に当てはまるか不明な場合は事前にご相談ください。審査にて分野の目指すものに事業内容に合わないと判断された場合は助成対象外となる場合があります。

# 分野 1. 青少年対象事業

助成金額:1事業あたり5万円を上限とする。

青少年の育成を目的に、ユネスコの理念のもと、SDGs 達成を目指す事業。大人会員(35 歳以上)が中心となり、青少年を対象とする、または青年会員(35 歳未満)が中心となって実施する事業を対象とする。ユ協に入会、協力する青少年を発掘することを目指し、青少年に種をまく事業も望ましい。 <助成対象例>

- ・市内の小中学生向けのユネスコ教室の開催
- ・ユ協の青年が中心となり、SDGs 達成に取り組む

※日本ユネスコ協会連盟では、「相対的貧困などが理由で、困難な状況に置かれた日本の子どもたちが対象」の U-Smile プログラムや「復旧・復興のためのボランティア活動に取り組む次代を担うユース対象」の災害子ども 教育支援の助成金があるので該当する場合はそちらでの助成を検討してください。

同一事業に対し、複数の日ユ協連の助成金を受けることは不可。

## 分野 2. 複数ユ協共同事業

助成金額:1事業あたり5万円を上限とする。同一事業に複数のユ協の申請不可。

複数のユ協が共同でユネスコの理念のもと、SDGs 達成を目指す事業を対象とする。連盟体である強みを活かし、複数ユ協が連携することで、活動範囲が広がり、新たな活動を生む事業を助成する。 複数のユ協に所属する個人による連携ではなく、ユ協同士の連携事業を対象とする。

#### <助成対象例>

- ・複数ユ協共催のスタディーツアー
- ・複数ユ協共催の市民向け勉強会、フォーラム

## 分野 3. UNESCO 事業への参画

助成金額:1事業あたり5万円を上限とする。

国連の UNESCO が実施する、エコパーク、ジオパーク、創造未来都市、世界遺産、無形文化遺産、などの事業への参画、普及事業を対象とする。ユ協として、UNESCO の動向にも関心を持ち、地域と UNESCO の事業のつながりを知り、市民に広める役割を担うことが望ましい。

UNESCO 関連事業については、下記サイトを参照。

- · UNESCO https://www.unesco.org/en
- ・日本ユネスコ国内委員会 https://www.mext.go.jp/unesco/

#### <助成対象例>

- ・ジオパークに関する市民向け勉強会
- ・地域で登録されている UNESCO 無形文化遺産の鑑賞会

## 分野 4. 会員拡充を目的とした制作物

助成金額:1施策あたり5万円を上限とする。

ユ協の会員拡充を目的とした施策のもと、ユ協紹介ツール(チラシ、冊子)や HP の作成、リニューアルの費用を対象とする。会員の減少が進む中、次世代にユ協をつないでいくため、一般市民へのユ協の広報や入会しやすい環境を整えることを目指す施策を助成する。

※ユ協の定期刊行物、会報誌、周年誌は対象外

# <助成対象例>

- ・ユ協の活動を紹介するポスターの制作費
- ・ユ協の HP の製作費

# 分野 5. わが町絵画展

助成金額:1事業あたり5万円を上限とし、総額50万円を分野5の申請ユ協数で分配。

例:50 ユ協から申請があった場合、50 万円÷50 ユ協 =1 ユ協あたり 10,000 円

2024 年度実績 助成金額:1 ユ協あたり 19,000 円

「絵で伝えよう!わたしの町のたからもの」絵画展の目的に沿って行っている事業を対象とする。 わが町絵画展の目的である、【それぞれの地域にある身近な文化財や自然環境を通じてその歴史や伝統 を継承する大切さを伝えること】に合致した事業を助成する。

# 分野 6. ブロ研視察 ※2025年度、2026年度、2027年度ブロ研主管ユ協専用

助成金額:1 ユ協あたり <u>5 万円</u>を上限とする。上限内であれば複数名、複数のブロ研への参加可。 他ブロックの「ブロック別ユネスコ活動研究会」の参加費、交流会(懇親会)費を 5 万円以内で人数、 ブロ研数に上限なく助成する。※交通費、弁当代は対象外。

より良いブロ研開催及びブロックを超えたユ協間連携のため、他ブロックのブロ研視察を助成する。 詳細は別紙「分野 6 募集要項」参照(分野 1~5 とは申請手順が違います)

## 4. 【複数事業の申請について】

- ・複数分野への申請可。各分野1事業ずつ申請可。
- ・「分野2」の複数ユ協による共催事業は、同一事業1ユ協のみ申請可。

#### 5. 【助成総額】

・「分野 1~6」を合わせて総額 315 万円。

助成総額の範囲内で助成事業を決定。

※申請額が総額を大幅に上回る場合、申請事業が分野の目指すものにより当てはまるものを助成し、関係性が低いとものを減額または対象外とする可能性があります。

### 6. 【助成金の使途、ルール】

- ・予算の自己資金比率は**総額の20%以上**に設定。
- · 茶菓代・飲食代は助成対象外 (活動費総額からも差し引き申請)。
- ・費用対効果を念頭におく。事業内容(対象人数)に合わせて適正な金額を検討。

※上記に当てはまらない場合、申請額より減額または助成対象外になる可能性があります。

対象外例:資源の無駄につながる大量印刷や備品の過剰購入と判断できるもの

# 7. 【申請事業の実施期間】

- ・2025 年度中に開始し、2026 年 1 月 31 日 (土) までに終了する事業。 ※2026 年 2 月に実施する事業については申請前に相談の上、判断
- ・報告書類が必ず、2026年2月28日(土)までに提出できる事業。
- ・申請時に、既に終了している事業は申請の対象外。

# 8. 【申請スケジュール】

申請 審査 審査結果通知 活動 報告書提出 助成金振込 5/25締切 6月中旬 7月上旬 活動 2/28締切 3月末

申請書締切: 2025年5月25日(日)必着(期日が過ぎた申請は審査の対象外)

審 查 会: 2025 年 6 月中旬 助成決定通知: 2025 年 7 月上旬

報告書提出期限:2026年2月28日(土)必着(期日が過ぎた場合は助成取り消し)

★提出いただいた報告書(個人情報除く)をユ協間で公開予定

助成金振込: 2026年3月末

### 9. 【申請方法】

以下の書類を nfuaj\_brx@unesco.or.jp まで電子メールの添付ファイルで送ってください。

- ①申請書〔様式1〕
- ②予算書〔様式2〕
- ③振込口座指定書〔様式3〕
- ④通帳またはキャッシュカードのスキャンデータ(PDF または JPEG)

締 切:2025年5月25日(日)必着(厳守)

送付先:nfuaj\_brx@unesco.or.jp

日本ユネスコ協会連盟 組織部 活動助成担当

問 合:03-5424-1121

#### 【申請にあたっての注意事項】

- ①申請事業の目標、対象者、内容、工夫点などはなるべく具体的にわかりやすく書いてください。
- ②事務手続きに関する注意点
  - ・電子データ(メール)でお送りください。
  - ・提出書類における記載漏れや提出物の不足などがあった際は「書類不備」とみなし、審査対象外となります。
  - ・提出期限(5/25)を過ぎて届いた申請書は審査の対象とはなりません。
- ③予算に関する注意点
  - ・茶菓代および飲食代は、助成申請できません。活動費総額からも差し引いて申請ください。
  - ・予算の自己資金比率は総額の2割以上を目安として設定してください。

### 11. 【審査について】

- ・日本ユネスコ協会連盟の理事・評議員からなる審査会を設置。
- ・<審査において重視するポイント>を元に厳正な審査を行い、基準に満たない申請は助成対象外と する(例:書類不備、期限を過ぎた申請、活動内容と目的の不一致)。

※申請期限前であれば、日ユ協連から書類不備について連絡することがあります。

- ・審査結果は、申請書に記入されたメールアドレスにメールにて送付予定。
- ・助成が決定した場合でも、報告書が期限内に提出されなければ決定は取り消しとする。

# <審査において重視するポイント>

- 1. 本助成金の目的、選択分野の目的に申請事業の目的、内容が合致しているか。 (申請事業の内容が目的達成に向かっているか、実施方法が成果に結びつくか)
- 2. 事業計画、予算が合理的であるか。

(事業計画の予算、人手、スケジュールに無理が無いか、予算に不明瞭な点がないか)

- 3. ユネスコ協会・クラブの持続性を高める発展的な活動であるか (広く市民に開かれた活動になっているか、ユ協会員の育成につながる工夫があるか) 不採択となる事業の一例:
- ・子どもにユネスコの理念を普及させる目的だが、子どもが参加できない内容(日程や環境)
- ・参加可能人数が数人の活動に対し、募集広報に数万円の費用をかける(費用対効果を考慮)

### 【助成決定後について】

## ① 助成活動内容の変更など

申請内容の変更は原則不可。事情により、変更・中止が発生した場合、必ず日ユ協連に連絡し、相談の上、必要な場合は変更した申請書を提出すること。審査会にて変更について審査しますので、変更が認められない場合もございます。ご注意ください。

日ユ協連への連絡なしに助成活動内容を変更された場合、助成が取り消しとなる場合があります。 変更申請期限: 2025 年 12 月 22 日 (月) 必着 (厳守)

#### ② 活動報告書の提出

事業報告書類(事業報告・決算報告・領収書)は事業終了後1カ月以内に日ユ協連に提出。 最終提出期限までに報告書の提出がない場合、助成金の決定は取り消し。 事業報告書および会計報告書の書式は、助成が決定したユ協に後日メールでお送りいたします。

③ 報告書の公開について (☆2025 年度開始)

事業終了後提出された報告書類の内、様式1報告書(個人情報は除く)をユ協便(メール)で公開します。 本助成を受けている事業は日ユ協連が推奨する事業であるため、他ユ協の見本としていただきたいと考えています。互いの事業内容を知り、自ユ協の活動のヒントのきっかけとなることを目的に公開します。

### ④ 助成の広報へのご協力

助成を受けた事業のチラシやポスターなどにはその旨以下の例をもとに記載してください。※分野4は除く

- 【例 1】公益社団法人日本ユネスコ協会連盟「ユネスコ協会 SDGs 活動助成事業」
- 【例 2】本事業は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟のユネスコ協会 SDGs 活動助成を受けて行う(行った)ものです。